

## 長野県福祉サービス第三者評価事業苦情対応要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第10条の規定に基づき、第三者評価事業に関する苦情への長野県（以下「県」という。）の対応について定めることにより、苦情への適切な対応により、第三者評価事業への信頼性及び適正性の確保を図ることを目的とする。

### (対象とする苦情の範囲)

第2条 対象とする苦情の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 評価機関の認証要件、評価手法及び評価結果の公表方法など第三者評価事業の制度そのものに関する苦情
- (2) 評価結果及び評価結果に至る方法等（以下「評価結果等」という。）に関する苦情

### (苦情の受付等)

第3条 苦情の申出は、口頭、書面又はメールのいずれかによって行うことができるものとする。

- 2 県は、苦情の受付に際して、内容の確認、苦情の申出人（以下「申出人」という。）の希望等を確認し、書面での整理を行うものとする。
- 3 県は、福祉サービス事業者からの評価結果等に対する苦情の場合は、まず当該苦情に係る評価機関との話し合い等により解決することが適当であることから、申出人又は申出人及び当該評価機関の双方に対して、当事者同士による適切な解決を推奨するものとする。
- 4 県は、投書等の匿名の苦情を受けた場合についても、内容に応じて適切な対応を行うものとする。

### (調査)

第4条 県は、対応方法の検討を行うに当たり、苦情の内容の事実確認を行う必要がある場合は、申出人の同意を得て、福祉サービス事業者や評価機関等に対し、口頭若しくは文書照会又は訪問調査を行うものとする。

### (対応)

第5条 県は、対応方法を検討した結果に基づき、県自らが回答すべきと判断した苦情について、申出人に回答するものとする。なお、県は申出人に回答するときは、必要に応じ、あらかじめ長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴くものとする。

- 2 県は、前項の検討の結果に基づき、評価機関から回答すべきと判断した苦情は、当該評価機関に申出人への回答を依頼するものとする。
- 3 評価機関は、前項の依頼を受けたときは、苦情の適切な解決に努めるものとする。
- 4 県は、評価機関が、第2項の規定による申出人へ回答を行ったときは、当該評価機関に結果の報告を求めるものとする。
- 5 県は、第1項の検討の結果、申出人と評価機関との話し合い等による解決が適当と認められる場合は、双方の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うものとする。なお、県は、あっせんを行うに当たって、必要に応じ、あらかじめ分科会の助言等を求めること

ができるものとする。

(評価機関に対する指導)

第6条 県は、第三者評価事業の適正な実施を確保する観点から、評価機関に対し、必要がある場合には、助言、指導を行うものとする。

2 県は、前項の指導に基づき、当該評価機関に、改善状況を報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための調査を行うものとする。

(記録、報告)

第7条 県は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録するものとする。

2 県は、一定期間ごとに、申出のあった苦情の件数、内容、対応結果等について、分科会に報告するとともに、プライバシーに配慮した適切な方法により公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 苦情対応に従事する県の職員及び分科会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。